

令和5年6月29日

令和5年第2回神奈川県議会定例会

総務政策常任委員会資料

(令和5年6月27日付託分)

附属資料

会計局

目 次

ページ

1 収入証紙に関する条例 新旧対照表	1
--------------------------	---

1 収入証紙に関する条例（昭和39年神奈川県条例第76号）新旧対照表

改 正	現 行
<p><u>（証紙による収入の方法により徴収する使用料及び手数料）</u></p> <p><u>第2条 証紙による収入の方法により徴収する使用料及び手数料は、別表のとおりとする。ただし、次に掲げるものを除く。</u></p> <p><u>(1) 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う同法第3条第8号に規定する申請等及び神奈川県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成17年神奈川県条例第8号）第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う同条例第2条第6号に規定する申請等に係る使用料及び手数料（一般旅券発給手数料を除く。）（次号に掲げるものを除く。）</u></p> <p><u>(2) 地方自治法第231条の2の2の規定により指定納付受託者が納付の委託を受けた使用料及び手数料</u></p>	<p><u>（証紙による収入の方法により徴収する使用料及び手数料）</u></p> <p><u>第2条 証紙による収入の方法により徴収する使用料及び手数料（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う同法第3条第8号に規定する申請等及び神奈川県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成17年神奈川県条例第8号）第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う同条例第2条第6号に規定する申請等に係る使用料及び手数料（一般旅券発給手数料を除く。）を除く。）は、別表のとおりとする。</u></p>